

経営者に必須の リーガルマインド その2

鳥飼総合法律事務所 弁護士 鳥飼重和

前回は、同じリーガルマインドでも、法務担当者に必要なリーガルマインドと経営者に必要なリーガルマインドには、異なる点があることを述べた。経営者に必要なリーガルマインドとは、経営面からみると、社会常識を基礎にした論理的思考を指している。ある意味では、経営者は2つの種類のリーガルマインドが必要である。

1つは、法務担当者に必要なリーガルマインドである。企業行動が適法であるためには、経営者は、法務担当者や顧問弁護士を活用して、この面のリーガルマインドを充足する必要がある。これが、法令等の遵守の意味でのリーガルマインドである。この面では、法的な問題が伏在していると直感し、法務担当者等を活用するのが経営者としてのリーガルマインドとなる。法的な意味での安全性を考えて、欠陥があるかどうかを問題とするリーガルマインドである。

もう1つは、経営者固有のリーガルマインドである。これは、経営的な面で、最高基準を決めて、そこから経営問題について、論理的思考を用いて結論を導き出すことである。このような論理的思考こそが、経営領域におけるリーガルマインドである。技術的な安全よりも、社会常識を背景にして、顧客の信頼を得るための、顧客の安心を最高基準として、経営問題を論理的思考で解決しようとするリーガルマインドである。これは、法令等の遵守を超えて、社会の人々の期待や信頼に応えるリーガルマインドというべきである。この意味でのリーガルマインドは企業の永続的成長を保障するものとなる。

要するに、経営者は、経営の全体を概観し、一方では、専門家である法務担当者・弁護士を活用して適切な法的判断を得、他方では、経営の面から、みずから、最高基準は何かを考えて、そこから論理的思考によって経営上最善の結論に到達する必要がある。この両面で、リーガルマインドが機能するのである。その意味では、最良の経営者は、同時に、最良の法律家であり、さらには、法律家を超えた存在なのである。

重要なことは、経営者は、企業に永続的な成長をもたらす役割を担っていることから、リーガルマインドの活用は経営者の役割との関係で実用的に使えるものとして捉える必要があることである。つまり、企業の永続的成長を実現するために、実用的なものとして、リーガルマインドという概念を捉える必要があるのである。リーガルマインドを一般的な用語として捉えるのは、経営者の役割からして、言葉の遊戯にすぎず、リーガルマインドを非実用的なものとする危険があり、有害でさえあるものだからである。

リーガルマインドを経営者の役割との関係で、実的に捉えると、経営面で固有のリーガルマインドのエッセンスは、経営的な最高基準を伴った論理的思考だということに尽きる。このリーガルマインドこそ、企業に永続的成長をもたらすものである。

鳥飼重和（とりかい しげかず）

税理士事務所勤務後、司法試験に合格。日本税理士会連合会顧問。専門分野：内部統制・役員責任を中心とした会社法。税務訴訟を中心とした税法。主著書：『内部統制時代の役員責任』（共著、商事法務、2008）、『「考運」の法則』（同友館、2009）など他数。